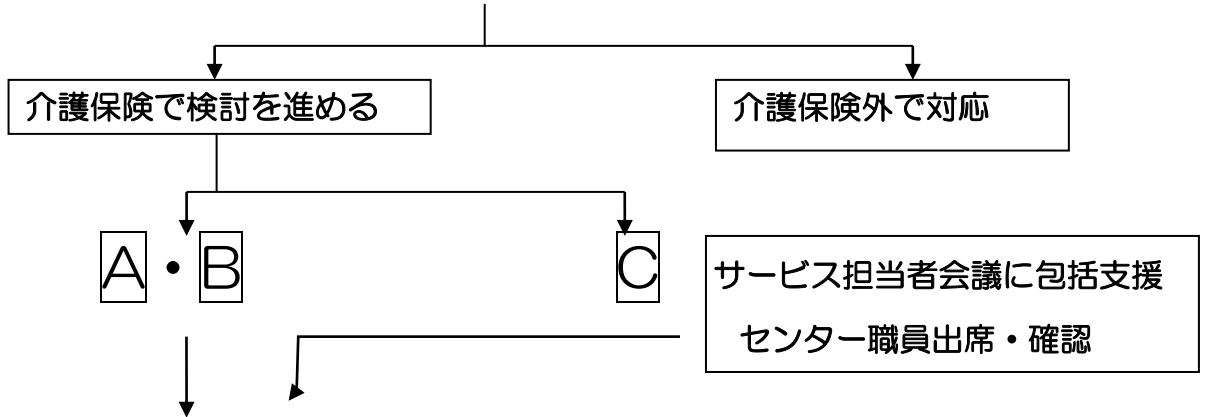


# 柴田町例外的福祉用具の相談の流れ

## 1. 必要書類を揃え、担当の地域包括支援センター主任ケアマネジャーに相談を申込む

必要書類		
<b>共通</b>	相談受付用紙・基本情報・アセスメント・ケアプラン一式・認定情報等	
<b>選択</b>	例外状態（詳細は別紙参照）	必要書類
A	疾病その他の原因により福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる場合	医師の意見（診療情報提供書等） サービス担当者会議開催議事録
B	要介護認定データで出来ないと判断された場合	サービス担当者会議開催議事録
C	その他	医師の意見（診療情報提供書等）「例外に該当する者」の届出書（様式1）

## 2 地域包括支援センター主任ケアマネジャーと相談



## 3 長寿介護班と地域包括支援センター、ケアマネジャーで確認の上、必要書類と「介護保険居宅介護（支援）福祉用具貸与許可申請書」を提出

## 4 結果連絡

